



平成 20 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 朝日工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 赤松 清茂  
( J A S D A Q ・ コード 5 4 5 6 )  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役管理本部長  
中村 紀之  
電話 03 - 3987 - 2161

#### 内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成 20 年 2 月 5 日開催の取締役会において、下記の通り内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、その概要をお知らせいたします。  
なお、変更箇所は下線で示しており、その他の部分につきましては、変更ございません。

#### 記

##### 【改定後】

##### 内部統制システム構築の基本方針（概要）

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

#### 1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

朝日工業グループの取締役および社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、倫理憲章ならびに行動規範を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的な管理体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、内部統制室内部監査担当がコンプライアンスの状況を監査することとしております。

さらに、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備いたします。

#### 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等（電磁的記録を含む）、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書規程に基づき、定められた期間保存管理するとともに、取締役または監査役からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持します。

#### 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の把握および全社的対応については、総務人事部が行うこととしております。また、内部統制室内部監査担当は総務人事部と連携して、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

さらにリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制および施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図ってまいります。

#### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、さらにこの目標達成に向けた各部門の具体的目標と予算を設定します。さらに取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

また、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

#### 5．当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の管理の方針、体制および基準を定めた関係会社管理規程に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の内部統制室内部監査担当が関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。

また、朝日工業グループ戦略会議のほか、関係会社を含めた拡大コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、リスク管理体制の強化を図っております。

#### 6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会から求めがあった場合には、監査役が必要とする知識・能力を備えた要員を、監査役と協議のうえ極力早期に配置するように努めるものとします。

また、配置する使用人については、監査役の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査役の同意を必要とする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮するものとします。

#### 7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

当社では、監査役に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の推進状況にかかる定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、監査役からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。

#### 8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。

また、内部統制室内部監査担当は内部監査の実施にあたり、監査役と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査役業務に関する支援を行うこととしております。

## 【改定前】

### 内部統制システム構築の基本方針（概要）

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

#### 1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

朝日工業グループの取締役および社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、倫理憲章ならびに行動規範を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的な管理体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、監査室がコンプライアンスの状況を監査することとしております。

さらに、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備いたします。

#### 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等（電磁的記録を含む）、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書規程に基づき、定められた期間保存管理するとともに、取締役または監査役からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持します。

#### 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の把握および全社的対応については、総務人事部が行うこととしております。また、監査室は総務人事部と連携して、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

さらにリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制および施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図ってまいります。

#### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、さらにこの目標達成に向けた各部門の具体的目標と予算を設定します。さらに取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

また、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

#### 5．当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の管理の方針、体制および基準を定めた関係会社管理規程に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の監査室が関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。

また、朝日工業グループ戦略会議のほか、関係会社を含めた拡大コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、

リスク管理体制の強化を図っております。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役会から求めがあった場合には、監査役が必要とする知識・能力を備えた要員を、監査役と協議のうえ極力早期に配置するように努めるものとします。

また、配置する使用人については、監査役の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査役の同意を必要とする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮するものとします。

**7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項**

当社では、監査役に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の推進状況にかかる定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、監査役からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。

**8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。

また、監査室は内部監査の実施にあたり、監査役と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査役業務に関する支援を行うこととしております。

以 上